



# 宮 崎 県 公 報

令和元年10月10日(木曜日) 第46号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1		○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 5
<b>告 示</b>		○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… ( “ ) 5
○県税の期限の延長…………… (税務課) 3		○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… ( “ ) 6
○救急病院の認定…………… (医療薬務課) 4		○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 6
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 4		○道路の供用の開始…………… ( “ ) 6
○有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 4		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境管理課) 5		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 6
		<b>選挙管理委員会告示</b>
		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7
		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第18号

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (平成26年宮崎県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(費用の徴収)</p> <p>第11条 知事は、法第31条第1項の規定により、入院に要した費用として別表に定める算定基準により算定した額 (この条において「算定額」という。) を、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者から徴収するものとする。ただし、当該精神障害者又はその扶養義務者が特別の事情により算定額の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、これを減免することができる。</p> <p>別表 (第11条関係) 費用徴収基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">所得税額の合算額 (年額)</th> <th style="text-align: center;">費用徴収額 (月額)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,000円以下</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,000円超</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が</p>	所得税額の合算額 (年額)	費用徴収額 (月額)	1,470,000円以下	[略]	1,470,000円超	[略]	<p>(費用の徴収)</p> <p>第11条 知事は、法第31条第1項の規定により、入院に要した費用として別表に定める算定基準により算定した額 (この条において「算定額」という。) を、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者 (民法 (明治29年法律第89号) 第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。) から徴収するものとする。ただし、当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者が災害その他特別の事情により算定額の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、これを減免することができる。</p> <p>別表 (第11条関係) 費用徴収基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">所得割の額の合算額 (年額)</th> <th style="text-align: center;">費用徴収額 (月額)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">564,000円以下</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">564,000円超</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が</p>	所得割の額の合算額 (年額)	費用徴収額 (月額)	564,000円以下	[略]	564,000円超	[略]
所得税額の合算額 (年額)	費用徴収額 (月額)												
1,470,000円以下	[略]												
1,470,000円超	[略]												
所得割の額の合算額 (年額)	費用徴収額 (月額)												
564,000円以下	[略]												
564,000円超	[略]												

入院させた精神障害者並びにその配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額)を合算した額を基礎として認定した額とする。

入院させた精神障害者並びにその配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者の当該入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として認定した額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3・4 [略]

2・3 [略]

4 費用徴収額の認定に当たって法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦

5 費用徴収額の認定に当たって法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により知事が入院させた精神障害者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用の有無、所得の有無及び種類、所得税額等を把握するため必要がある場合には、当該精神障害者の配偶者若しくは生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等の関係機関若しくは当該精神障害者の配偶者等に対し照会等を行うものとする。

## 様式第4号(その1)(第5条関係)

[略]

1・2 [略]

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

4・5 [略]

## 様式第4号(その2)(第5条関係)

[略]

1～3 [略]

4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

5・6 [略]

## 様式第4号(その3)(第5条関係)

[略]

1～3 [略]

4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

5・6 [略]

## 様式第8号(第9条関係)

[略]

1～7 [略]

8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

9・10 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）第11条及び別表の規定は、令和元年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、令和元年6月1日に現に入院している者について改正後の規則の規定を適用した場合に、当該入院している者の入院に要した費用を新たに徴収されることとなるときは、なお従前の例による。

## 告 示

## 宮崎県告示第379号

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。)第22条ただし書の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、そ

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用の有無、所得の有無及び所得割の額等を把握するため必要がある場合には、当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等の関係機関若しくは当該精神障害者の配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者に対し照会等を行うものとする。

## 様式第4号(その1)(第5条関係)

[略]

1・2 [略]

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

4・5 [略]

## 様式第4号(その2)(第5条関係)

[略]

1～3 [略]

4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

5・6 [略]

## 様式第4号(その3)(第5条関係)

[略]

1～3 [略]

4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

5・6 [略]

## 様式第8号(第9条関係)

[略]

1～7 [略]

8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

9・10 [略]

の期限が令和元年9月9日以降に到来するものについては、令和元年10月1日前に宮崎県税条例の一部を改正する条例(令和元年宮崎県条例第4号)による改正前の条例(以下「改正前の条例」という。)第54条の規定により申告納付すべき自動車取得税、同日以後に条例第62条の2の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、同日前に改正前の条例第62条の2第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税、同日以後に条例第62条の3第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税の種別割及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
千葉県	千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

宮崎県告示第380号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

指定番号	種類	題名	発行所名	指定年月日
1年-11	書籍	Young Love Comic ayaアヤ 10月号 (2019年9月7日発行・発売)	宙おおぞら出版	令和元年10月1日
1年-12	書籍	恋愛白書パステル⑩ (2019年8月24日発行・発売)	宙おおぞら出版	
1年-13	書籍	ディアプラス10月号 (2019年10月10日発行)	(株)新書館	
1年-14	書籍	ダリア 2019 10月号 (2019年8月22日発行・発売)	株式会社フロンティアワークス	
1年-15	書籍	実話ナックルズGOLD vol. 10 (2019年10月20日)	株式会社大洋図書	
1年-16	書籍	昭和の不思議 101 2019年 秋の男祭号 (2019年10月15日)	(株)大洋図書	
1年-17	書籍	お宝パンデミック芸能ゴシップ全弾発射 (2019年10月19日(9月5日発売))	株式会社ダイアプレス	
1年-18	書籍	お宝TABOO フルスロットル (2019年5月13日)	マイウェイ出版株式会社	
1年-19	書籍	実話ナックルズSPECIAL2019秋 (2019年11月1日)	(株)大洋図書	
1年-20	書籍	封印お宝スキャンダル2019年10月号 (令和元年10月1日発行)	マイウェイ出版	
1年-21	書籍	金のEX NEOネオvol. 3 (2019年9月20日)	株式会社大洋図書	
1年-22	書籍	封印発禁TVDX2019年秋号 (2019年10月15日)	株式会社大洋図書	

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構宮崎病院	児湯郡川南町大字川南 19403番地4

2 救急病院等の認定の有効期間

令和元年10月16日から令和4年10月15日まで

宮崎県告示第381号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
都農町国民健康保険病院	都農町	精神通院医療	令和元年10月1日

宮崎県告示第382号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣



## 指定理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。

## 宮崎県告示第 383号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（延岡市長浜町四丁目3401番の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物

## 宮崎県告示第 384号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字山田丙 306-1・丙 309（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 385号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字上滝下4075-1、4075-2、4075-4、字下日陰平4230

## 2 指定の目的 水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 386号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字池増2006-4（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 387号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 保安林予定森林の所在場所 小林市北西方字上入佐2777-15

## 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上入佐2777-15（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 388号**

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(令和元年宮崎県告示第314号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
五ヶ瀬町  
緒方金市・西村繁弥・前鶴又喜・相田幸之右
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年宮崎県告示第314号によること。

**宮崎県告示第 389号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字七折字平清水8353番3地先から同郡同町同大字同字8333番1地先まで	旧	6.8~35.2	250.0
				新	15.2~44.3	250.0

**宮崎県告示第 390号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字	旧	4.4~14.0	210.0

			岩戸字陣ノ平1760番2地先から同郡同町同大字字古森1753番2地先まで	新	8.2~14.2	210.0
--	--	--	--------------------------------------	---	----------	-------

**宮崎県告示第 391号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字陣ノ平1760番2地先から同郡同町同大字字古森1753番2地先まで	令和元年10月10日

**宮崎県告示第 392号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高原町	祓川 S32	05-361-1-506 S	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 393号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必

要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高原町	祓川 S32	05-361-1-506 S	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年9月2日現在次のとおりである。

令和元年10月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,286人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,283人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年9月2日現在次のとおりである。

令和元年10月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区 110,890人

都城市選挙区 45,215人

延岡市選挙区 34,363人

日南市選挙区 15,026人

小林市・西諸県郡選挙区 15,405人

日向市選挙区 16,948人

串間市選挙区 5,222人  
西都市・西米良村選挙区 8,888人  
えびの市選挙区 5,508人  
北諸県郡選挙区 6,861人  
東諸県郡選挙区 7,554人  
児湯郡選挙区 19,257人  
東臼杵郡選挙区 7,904人  
西臼杵郡選挙区 5,717人

--	--